

# 施術所を利用される方へ

マッサージ、鍼灸、整骨の施術者は、  
国家資格（免許）が必要です。

▼あん摩マッサージ指圧師

▼はり師・きゆう師

▼柔道整復師

医療保険が適用されるのは、上記の国家資格を持った  
施術者による施術に限られます。施術を受ける場合は、施  
術者が上記の国家資格のいずれかを所有しているか確認  
しましょう。

⇒施術者の厚生労働大臣免許保有証や施術所の看板、  
施術所内の掲示等で確認できます。

○「整体師」、「カイロプラティック」などは、関係民間団体  
等が行う研修などを受けて取得する民間資格です。

## 熊本県

資格に関すること

医療政策課

(電話096-333-2205)

保険診療に関すること

国保・高齢者医療課

(電話096-333-2223)